

令和3年度「北の住まいるタウン」の取組について

- ① 北の住まいるタウンパネル展
令和3年6月29日(火)～30日(水) 道庁1階特設展示場B
- ② ニセコ町事例見学ツアー
令和3年10月11日(月) ニセコ町（役場新庁舎、綺羅街道、JAようてい雪氷熱倉庫、ニセコビュープラザ、ニセコ中央倉庫群旧でんぷん工場）
- ③ 出前講座
令和3年10月18日(月) 旭川市（ときわ市民センター）
令和3年10月19日(火) 北見市（北見経済センター）
令和3年10月25日(月) 帯広市（帯広経済センタービル）
- ④ まちづくりメイヤーズフォーラム
令和3年11月16日(火) 京王プラザホテル札幌
- ⑤ 実践ガイドブックWEB版の更新
事例1 滋賀県湖南市（まちづくりセミナー2021における紹介事例）
事例2 宮崎県都城市（まちづくりセミナー2021における紹介事例）
- ⑥ 支援事業リストWEB版の更新



令和3年度

ニセコ町事例見学ツアーの開催報告

北の住まいるタウンの取組の事例視察として、ニセコ町で「事例見学ツアー」を開催しました。

環境モデル都市・SDGs 未来都市として、行政・町民・企業など町全体で低炭素なまちづくりに取り組むニセコ町。平成13年、全国で始めて地方自治体の憲法ともいえる「ニセコ町まちづくり条例」を施行、平成16年には「ニセコ町景観条例」を施行するなど、常に先駆的なまちづくりを行っています。

令和3年5月に供用開始したニセコ町役場新庁舎やニセコ中央倉庫群など各施設をニセコ町の皆さまにご案内いただきました。

日時

令和3年10月11日(月)
10:30~16:30

参加者

28名

ガイダンス



温室効果ガス排出量削減、観光・景観の取組、ラジオニセコの取組など、町民と協働で進めるまちづくりについて、ニセコ町の山本副町長にご説明いただきました。

ニセコ町役場 新庁舎



高性能断熱材等の導入で超省エネ性能
自家発電機やコージェネの導入で防災の拠点

綺羅街道



電線地中化や建築物の共通ルールによる自然と調和した街並みの形成

JAようてい 雪氷熱倉庫



地域特有の豪雪をエネルギー源にして品質維持

ニセコビュープラザ



ニセコ観光のための情報発信基地
・地場産業の活性化の拠点

ニセコ 中央倉庫群 旧でんぶん工場



カフェ、テレワーク施設、創作活動室などを有する交流空間

意見交換



意見交換では、ニセコ町から学んだことや、ニセコ町の取組へのミニ提案を話し合いました。「地域経済を回す仕組みがよく考えられている」「脱炭素プラス観光の視点を持つてはどうか」「夏も集客可能なブランド力の強化を」など様々な意見が出されました。

参加者の声

明らかな成功例であり、さらに継続していただきたい

初めてこのようなツアーに参加したが、自分の町との違いも含め興味深い内容だった

町民参加型で色々な計画づくりを進めているのが参考になった

※参加者アンケートより

PICK UP!

ニセコ町役場 新庁舎



高性能断熱材の導入や、シロカバ材とアルゴンガス入りトリプルガラス高性能窓の導入により、全国の庁舎でもトップレベルの省エネ性能です。待合スペースや展示コーナーには、町内の木工作家さんによる椅子やテーブルが配置されています。

1階の執務空間は大きな階高で、外周には眺望や採光を確保する大きな間口部が設けられています。防災の拠点として、災害用資材の物品庫や自家発電機のほか、熱と電気をつくるLPGコージェネレーションシステムを導入。災害時にはコージェネからの排熱を回収し建物内部に供給します。



羊蹄山とニセコ連峰を見渡せるフリースペースなど、庁舎内外に町民の居場所を設け、開放的な空間となっています。整備にあたっては、まちづくり町民講座やワークショップで町民との議論を重ねてきました。

ニセコ中央倉庫群 旧でんぶん工場



農産物の集積場として賑わっていた倉庫群を、ニセコのインキュベーション拠点として再生しました。6棟の倉庫及び広場からなり、うち2棟は指定管理者制度により地域の交流施設として運営。旧でんぶん工場には、屋内交流空間やテレワーク施設、アンテナショップ、子どもの遊びスペース、創作活動室などがあります。

JAようてい 雪氷熱倉庫



地域特有の豪雪をエネルギー源にした米の倉庫。雪氷熱を利用することで品質維持に適した温度や湿度を保ち、敷地の雪を利用するため輸送コストもかかりません。在庫管理システムと、ボタン一つで動かせる移動ラックシステムを取り入れ、効率的な保管・供給体制を整えています。



※写真は1号倉庫
イベントなどで使用される

「北の住みいるタウン」の取組の内容についてまとめたガイドブックをWEBでご紹介しています



発行：北海道（建設部 建設政策局 建設政策課）電話 011-204-5284（担当：高山）

編集：「北の住みいるタウンに係る普及啓発業務」受託事業者：株式会社石塚計画デザイン事務所

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/kitasuma_top.htm

2021年11月発行



facebookページもご覧ください
「北の住みいるタウン」



令和3年度

出前講座の開催報告

北の住まいるタウンの考え方を広くお伝えし、先進的な取組事例や意見交換を通じて、まち・地域づくりに活用していただくための出前講座を、旭川市、北見市、帯広市の3地域で開催しました。

実践市町村に学ぶ取組事例として、旭川会場では沼田町、北見会場では江別市、帯広会場では津別町の取組についてご紹介いただきました。

話し合いの場づくりのコツとファシリテーション技術に関する講義のあと、グループワークで、北の住まいるタウンの3つの取組から、日頃課題と感じていることや地域の資源・取組のアイデアについて話し合い、今後のまちづくりのあり方をともに考えました。

日時

令和3年

旭川会場 10月18日(月)

北見会場 10月19日(火)

帯広会場 10月25日(月)

いずれも 13:00~16:00

参加者

29名(旭川9、北見9、帯広11)

● 出前講座のプログラム

説明:北の住まいるタウンとは

誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域を目指し、「コンパクトなまちづくり」「低炭素・資源循環」「生活を支える」取組を一体的かつ連携して進める「北の住まいるタウン」の考え方を説明しました。



コンパクトなまちづくりの取組



低炭素化・資源循環の取組



生活を支える取組

グループワーク:課題や地域資源・取組のアイデア

北の住まいるタウンの3つのテーマの1つを題材に、参加者の市町村の具体的な取組や、日頃課題に感じていること、課題解決に必要なことなどについて意見交換しました。最後に、それぞれのグループで出された意見を全体で共有しました。



グループワークのようす



全体で各グループの意見交換の内容を振り返り

事例紹介:実践市町村に学ぶ「北の住まいるタウン」



会場のようす

それぞれの市町村で進めている「コンパクトなまちづくり」「低炭素・資源循環」「生活を支える」取組の事例について紹介いただきました。

旭川会場:沼田町の取組

北見会場:江別市の取組

帯広会場:津別町の取組

講義:話し合いの場づくりのコツとファシリテーション技術

取組を進めるうえでは協働のまちづくりが大切です。効果的な話し合いの場づくりのコツと、創造的な意見交換を促すファシリテーションの技術について、個人ワークと講義を通じて学びました。



創造的な話し合いの場作りについて説明

参加者の声(アンケートより)

事例が大変参考になった。ワークショップも自分たちがやる際に活かしたい。

他市町村との交流ができ、お互いの課題共有は貴重な時間になった。

課題などを整理していくと、今行われなければならないことが整理できる。共有することが大切だと感じた。

●事例紹介：沼田町

講師：沼田町産業創出課 大原 利啓 氏

市街地で歩いて暮らせる半径 500mに町民生活に必要な機能を再編・集約して、多世代の交流拠点を創出しています。中学校跡地を活用し「医療」「福祉・子育て」「介護」が集積した暮らしの安心センター、町・商工会・JA が連携整備した商業コミュニティ施設、小・中学校やこども園による子育て環境の充実、まちなか集住やデマンド乗合タクシー等により、暮らしやすさを実現しています。これらの推進にあたっては、住民参加による勉強会やワークショップなどを重ね、計画づくりや施設整備を行いました。



講師の大原氏



町・商工会・JAが連携したまちなかホットタウン

●事例紹介：江別市（オンライン）

講師：江別市政策推進課 鈴木 康祐 氏

誰もが仕事や生きがいを持ち、地域で暮らしつづけられる共生のまちづくりをめざして、札幌盲学校跡地をモデル地区に、民間団体を誘致して介護施設や地域交流拠点施設等を整備した「ココルクえべつ」をオープン。施設や近隣住民、市内に4つある大学や、地元産業、商店街などと連携しながら、生涯活躍のまちづくりを進めています。また取組推進のためにコーディネーターを複数名配置し、市民ワークショップによるつながりづくりや交流アイデアの実践などを進めています。



講師の鈴木氏(オンラインでの講義)



ココルクえべつ施設イメージ

●事例紹介：津別町

講師：津別町住民企画課 加藤 端陽 氏

地域資源を生かしたコンパクトなまちづくりを進めるまちなか再生事業に取り組み、令和3年5月に地元材をいかした複合庁舎建替を整備しました。また生活の利便性と賑わいの創出をめざした図書館・交通拠点・買い物拠点の集積した施設を令和5年5月のオープンを目指し準備中です。民間企業による整備後の施設買取方式や町による企業誘致など、民間活力を生かした事業推進を工夫しています。官民協働のまちづくり会社の創設や、経済とエネルギーの地域循環にも取り組んでいます。



講師の加藤氏



地元材を活用した複合庁舎のイメージ

「北の住まいるタウン」の取組の内容についてまとめたガイドブックをWEBでご紹介しています

発行：北海道（建設部 建設政策局 建設政策課）電話 011-204-5284（担当：高山）

編集：「北の住まいるタウンに係る普及啓発業務」受託事業者：株式会社石塚計画デザイン事務所

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/kitasuma_top.htm

2021年11月発行



facebookページもご覧ください
「北の住まいるタウン」





令和3年度

メイヤーズフォーラムの開催報告

テーマ

「ポストコロナ時代の北海道のSmartな暮らしを目指して」

●基調講演

「未来の北海道の交通ネットワークのために今すべきこと」

北海道大学公共政策大学院 教授 岸 邦宏 氏

●特別講演

「サッドラホールディングスの地域コネクティッドビジネス」

サッドラホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO 富山 浩樹 氏

●まちづくり事例紹介

「東神楽流 コンパクトタウンのつくり方」

東神楽町長 山本 進 氏

「ICT化推進によるスマートタウンの構築」

上士幌町長 竹中 貢 氏

●「北の住まいるタウンの目指す姿」

北海道大学大学院工学研究院長・工学院院长・工学部長
教授 瀬戸口 剛 氏

●パネルディスカッション

- パネリスト 岸教授、富山社長、山本東神楽町長、竹中上士幌町長
- コーディネーター 瀬戸口教授

日時

令和3年
11月16日(火)
14:00~17:00

会場

京王プラザホテル札幌
2階 エミネンスホール
オンライン併用開催

参加者

234名
会場参加 113名
オンライン参加 121名



会場とオンラインの併用開催とし、会場ようすをオンラインで配信しました

●基調講演：「未来の北海道の交通ネットワークのために今すべきこと」

北海道の地域公共交通を考えるポイントとして、MaaSの活用が重要であること、MaaSが成り立つ前提として、シームレスな公共交通ネットワーク、デジタル化とともに、移動の目的地の提案が必要であることなどを説明いただきました。また、2030年には北海道新幹線の開業が予定されており、その効果を北海道全体で享受していくために、利便性向上のための地域連携や自治体の横断的な取組、住民自身が公共交通に関わり支えていくことなど、さまざまな主体による役割分担と取組推進が大切であることが示されました。



岸 邦宏 氏

●特別講演：「サツドラホールディングスの地域コネクティッドビジネス」

人口減少が進み若年層が流出する北海道は課題の先進地であり、2025年には道内自治体の過半数が人口5千人未満となり、経済規模も生活関連サービスも縮小していくことが考えられます。サツドラホールディングスは「ドラッグストアビジネスから地域コネクティッドビジネスへ」をビジョンに掲げ、社会課題をビジネスで解決していく取組として、さまざまなリソースを地域内環流させる継続的・有機的なサービス提供を目指しており、自治体と積極的に連携し、北海道共通ポイントカードEZOCAを活用した住民活動と経済活動の連動によるまちづくりや、教育・人材育成事業の取組を紹介いただきました。



富山 浩樹 氏

●事例紹介：東神楽町

「東神楽流
コンパクトタウンのつくり方」



山本 進 氏

コンパクトなまちづくりとして、住民参加の手法を取り入れ、公共施設を集約した複合施設整備や、高齢化に備えた健康増進の取組を町民や民間企業と連携して取り組むようすを紹介いただきました。

●事例紹介：上士幌町

「ICT化推進による
スマートタウンの構築」



竹中 貢 氏

ICTの先端技術を活用し、環境に配慮しながら、生活の質を高めるよう、エネルギーの地産地消、ICTによる交通・物流、高齢者サポートやワーケーション推進、観光振興などの取組について紹介いただきました。

●「北の住まいるタウン」の 目指す姿



瀬戸口 剛 氏

これまでのメイヤーズフォーラムで取り上げてきたテーマをふりかえり、ポストコロナ時代における社会的動向を踏まえた今後のまちづくりの方向性を討論していただきました。

●パネルディスカッション 「ポストコロナ時代の北海道のSmartな暮らしを目指して」

社会動向の変化に伴い、人々の価値観やコミュニティも変化しています。先端技術の活用が身近になるなか、交通やSDGsなどの課題にどう取り組むかを地域で決断・実行していくことの大切さや、それが選ばれるまちの魅力づくりにつながるなどが話されました。またコンパクトなまちづくりは新たなコミュニティづくりの契機となることや、取組の持続可能性は、収益だけでなく価値や共感が重要視されていくことなど、さまざまな意見が交わされました。



さまざまな意見が交わされたパネルディスカッションのようす

「北の住まいるタウン」の取組の内容についてまとめたガイドブックをWEBでご紹介しています

発行：北海道（建設部 建設政策局 建設政策課）電話 011-204-5284（担当：高山）

編集：「北の住まいるタウンに係る普及啓発業務」受託事業者：株式会社石塚計画デザイン事務所

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/kitasuma_top.htm

2021年12月発行



facebookページもご覧ください
「北の住まいるタウン」

4章-1 低炭素化・資源循環の取組にあわせた掛け算のヒント

(3) 資源を地域で循環する仕組みをつくる

例
滋賀県
湖南市

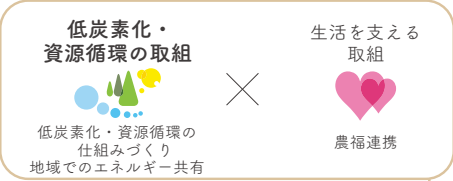
市民共同発電所、地域新電力会社を中心に進める 自然エネルギーを活用した地域づくり

キーワード 市民共同発電所 地域新電力会社 農福連携



市民共同発電所 4号機

人口：55,102人
世帯数：24,244世帯
面積：70.40km²
(令和2年10月1日現在)



地球温暖化防止に自分たちでできる行動を！市民が出資した太陽光発電所

琵琶湖の南側に位置する湖南市は、昭和40年代に琵琶湖でアオコが発生し、水をきれいにするため一般の主婦から粉石鯨を推奨する運動が始まるなど環境に関心の高い市民が多い地域である。1997年、京都議定書が締結された年に、全国初の市民出資で事業化した市民共同発電所が稼働。また2016年に地域新電力会社「こなんウルトラパワー株式会社」を市内企業など7社と共に設立し、同社を核とした地域経済循環政策に官民連携で取り組んでいる。2020年7月にSDGs未来都市の認定を受け、同年8月にはゼロカーボンシティへの挑戦を宣言した。

エネルギー基本条例に基づいた地域経済循環の取組

湖南市では2012年、地域経済の循環に貢献できる自然エネルギーの活用について、全国で初めて条例化した。条例に基づいた取組として、コナン市民共同発電所では1口10万円の出資を募り、元本償還や配当は「こなん商品券」で行う。地域の自然エネルギーから得られた恵みを地域内経済循環に役立てている。またこなんウルトラパワー株式会社では、小規模分散型市民共同発電、家庭用太陽光発電買取、公共施設の脱炭素化等様々な事業を推進し、エネルギーの地産地消に取り組んでいる。

農福連携でイモ発電に挑戦！

こなんウルトラパワー株式会社では、「こなんイモ・夢づくり協議会」と連携しながら、農福連携のサツマイモ発電に取り組んでいる。同社がソーラーシェアリングによる太陽光発電(20kw)の設置を行い、同協議会が遊休農地を活用し、障がい者や子ども、都市住民等の参加によるイモ栽培を行っている。6次産業化をしながら規格外品からメタン発酵等で電気の供給をしている。この取組により、新たなエネルギーの創出と、地域の資源を活用した持続可能な障がい者等の社会参画が可能となっている。



中学校体育館へのLED照明導入



こなんイモ・夢づくり農園

4章-1 コンパクトなまちづくりの取組にあわせた掛け算のヒント

(4) まちに魅力やにぎわいを生む工夫をする

例

宮崎県
都城市

市民のニーズを把握し 官民連携でまちなかのにぎわいづくり

キーワード **公共公益施設の集約** **遊休施設リノベーション** **市民のニーズ把握**



Mallmall の図書館等複合施設

人口：162,654 人
世帯数：79,912 世帯
面積：653.36 km²
(令和3年12月1日現在)

コンパクトな
まちづくりの取組



生活を支える
取組



子育て世代の
支援の充実



既存ストックの有効活用と官民連携で交流人口が大幅に増加

都城市は中心部の商業施設・企業の郊外化や大型化の進展により、DID 地区の拡大、中心市街地の求心力低下が進行し、中心部でありながら買い物困難者が発生するなど、空洞化が加速していた。地元資本の老舗百貨店の閉店を受け、ワークショップやアンケートで市民の様々な意見をもとに跡地活用を検討。既存ストックも有効活用しながら官民連携で中心市街地中核施設 Mallmall（まるまる）を整備した。Mallmall での集客の他、周辺の商店街の空き店舗率も減少するなど、中心市街地の交流人口が大幅に増加した。

市民のニーズに即した施設・機能の集約

跡地再生に取り組む民間企業と市が連携し、市民へのニーズ調査やワークショップを展開した。市民が長年要望していた図書館を移転・拡充整備。利用者のコアターゲットを女性と位置付け、子育て世代の利用施設（保健センターと子育て世代活動支援センター）をまちなかに集約、来街機会を増やすため、子育て世代が求める遊び場や交流活動空間を充実させた。また、市民が求める「まちなかの日常的なにぎわい」を創出するため、屋根付きの多目的広場（まちなか広場）を整備した。



子育て層にとって居心地のよい空間の創出

集客力を高める管理運営や利用者への配慮

Mallmall の主要施設は基本的に年中無休で開館しているほか、開館時間も延長し朝 9 時から夜 9 時・10 時まで利用できる。まちなか広場は、指定管理条件に自主事業によるイベント開催数（年間 200 回以上）を規定し、貸館事業も含めると年間 300 回を超えている。また、中核施設の駐車場とともに隣接する市営駐車場でも時間に応じて駐車料金を無料に、ベビーカーや車椅子利用者の移動円滑化を図るため各施設の道路上にシェルターを整備するなど、様々な取組で Mallmall はオープン後 800 日で全館来場者数 400 万人を突破している。



図書館とまちなか広場を結ぶ大型シェルター

北の住まいるタウン実践ガイドブック～支援事業リスト

1 コンパクトなまちづくり

- 1-1 土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金）
- 1-2 市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金）
- 1-3 集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）
- 1-4 立地適正化計画
- 1-5 都市構造再編集中支援事業（社会資本整備総合交付金）
- 1-6 空間再編賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）
- 1-7 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
- 1-8 空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）
- 1-9 空き家対策総合支援事業
- 1-10 官民連携まちなか再生**推進**事業
- 1-11 地域住宅計画等に基づく事業（社会資本整備総合交付金）

2 低炭素化・資源循環

- ~~2-1 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業~~
- ~~2-2 公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業~~
- 2-1 地域新エネルギー導入調査総合支援事業「地域新エネルギー導入加速化調査支援事業」
- 2-2 地域新エネルギー導入調査総合支援事業「地熱資源利用促進事業」
- 2-3 「ゼロカーボン北海道」貢献への新エネ導入支援事業「新エネルギー設計支援事業」
- 2-4 「ゼロカーボン北海道」貢献への新エネ導入支援事業「新エネルギー設備導入支援事業」
- 2-5 地熱井掘削支援事業
- 2-6 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業「新エネ有効活用モデル」
- 2-7 環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業）
- 2-8 リサイクル産業創出事業
- 2-9 地域資源活用基盤整備支援事業
- 2-10 地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）
- 2-11 循環型社会形成推進交付金事業
- 2-12 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- 2-13 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用**高度化**推進事業・バイオマス利活用**高度化**施設整備事業）
- 2-14 バイオマス産業都市
- 2-15 林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）
- 2-16 林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）
- 2-17 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業（森林バイオマス等再利用促進施設整備）

3 生活を支える取組

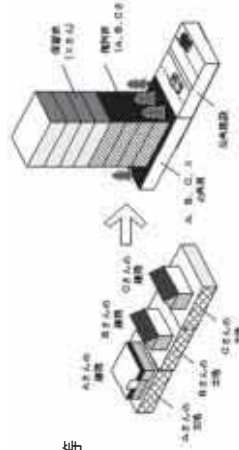
- 3-1 地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落デマンド交通導入事業」
- 3-2 地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落巡回販売（買物支援）事業」
- 3-3 地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落空き家・空き店舗活用促進事業」
- 3-4 地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「公設民営施設整備事業」
- 3-5 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
- 3-6 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
- 3-7 バス運行対策・利用促進費

4 相談等支援

- 4-1 国土交通省 PPP サポーター制度
- ~~4-2 バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業~~
- 4-2 地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業
- 4-3 エネルギー地産地消スタートアップ支援事業
- 4-4 地域新エネルギー導入アドバイザー制度
- 4-5 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度（地域人材ネット）

1 コンパクトなまちづくり

No.1-1	<p>土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金） 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。</p> <p>個人、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村等、都道府県、都市再生機構、地方住宅供給公社</p> <p>(1)土地区画整理補助事業（旧道路整備特別会計） 施行地区内の都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を補助限度額として、道路の改築・舗装、建物等の移転補償、調査設計費等に対して支援</p> <p>(2)都市再生区画整理事業 都市基盤が脆弱で整備が必要な既成市街地の再生・再構築を行う土地区画整理事業に対して支援</p> <p>(3)都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金） 市町村が作成する都市再生整備計画の基幹事業に位置付けることで、土地区画整理補助事業（旧道路特別会）、都市再生区画整理事業の実施が可能</p> <p>施行地区内に接続する地区外の道路や、高質空間形成施設（歩道、広場の高質化）等、土地区画整理事業に関連する施設の整備が可能</p> <p>(4)国庫補助以外の支援（都市開発資金貸付金） 土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社に対し、事業資金、保留地取得資金を無利子で貸付を行う</p>
事業の目的	<p>(1)交付対象者</p> <p>①直接補助：都道府県、市町村等、都市再生機構 交付対象者に対し国が直接補助金を交付</p> <p>②間接補助：都道府県、指定都市 直接補助事業者（都道府県、指定都市）が間接補助事業者（土地区画整理組合、地方住宅供給公社、区画整理会社、個人施行者、都市再生機構）に対して補助する場合に、国は直接補助事業者を通じ間接的に補助金を交付</p> <p>(2)国費率 ①土地区画整理補助事業 国費率6/10等 ②都市再生区画整理事業 国費率1/2（重点地区）、1/3（重点地区以外）</p>
実施主体	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
補助内容	
所管	
備考	

No.1-2	<p>市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金） 都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る</p> <p>個人（第一種^(※)のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等</p> <p>(※) 第一種：権利変換方式による事業（なお第二種は、管理処分方式（用地買収方式）による事業）</p>
事業の目的	<p>■交付対象項目（施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部）</p> <p>(1)調査設計計画 (2)土地整備 (3)共同施設整備 等</p>
実施主体	
対象・要件	
補助内容	補助率 1/3
所管	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 または 住宅局 市街地建築課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課 または 住宅局 建築指導課
備考	

No.1-3	<p>集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業） コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換、災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住誘導の移転促進に向けた調査等に対する支援を行う。</p> <p>地方公共団体、民間事業者等</p> <p>(1)立地適正化計画等の策定の支援 (2)コーディネート支援：専門家の派遣等を通じ、計画策定の合意形成の支援 (3)誘導施設等の移転促進の支援：誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 (4)建築物跡地等の適正管理支援 (5)居住機能の移転促進に向けた調査支援</p>
事業の目的	<p>直接補助 1/2（又は定額補助（上限 550万円））※、間接補助 1/3</p> <p>(国) 国土交通省 都市局 都市計画課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課</p> <p>※人口 10 万人未満かつ人口減少率が 20%以上の都市の立地適正化計画策定支援</p>
実施主体	
対象・要件	
補助内容	
所管	
備考	

No.1-4	立地適正化計画
事業の目的	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために市町村が作成することができる計画。意義や役割として「都市全体を見渡したマスタープラン」「都市計画と民間施設誘導の融合」「市町村の主体性と都道府県の広域調整」「市街地空洞化防止のための新たな選択肢」「時間軸をもったアクションプラン」「都市計画と公共交通の一体化」「まちづくりへの公的不動産の活用」があげられる。
実施主体	市町村
対象・要件	計画を作成することで、計画に位置付けた病院等の都市機能の整備に国の補助金等を活用できる。 ■立地適正化計画に定める事項（必須事項） 立地適正化計画の区域、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設
補助内容	■立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置あり ①計画策定支援（予算措置） ②都市機能誘導区域関連の支援（予算措置、金融措置） ③居住誘導区域関連の支援（予算措置、金融措置） ④立地適正化計画区域内の支援（予算措置）
所管	(国) 国土交通省 都市局 都市計画課 (道) 建設部 まちづくり局 都市計画課
備考	

No.1-5	都市構造再編集中支援事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	「立地適正化計画」に基づき、都市・居住機能の誘導・整備や公共施設等の整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集中的な支援を行うことを目的とする。
実施主体	市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等*
対象・要件	(1)対象施行地区 都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内 (2)対象事業 都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援）、公共施設等の整備、立地適正化計画に位置付けた防災力強化の取組 等
補助内容	(1)都市機能誘導区域内：事業費の50%。 (2)居住誘導区域内：事業費の45%。
所管	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	※民間事業者等には、都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設整備を支援

No.1-6	空間再編賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	地方都市や大都市郊外部を中心に「都市のスポンジ化」が進行し、都市の低密度化や居住環境の悪化によりコンパクトシティ政策の重大な障害となっているため、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導を図る。
実施主体	公共施行：都道府県、市町村等、都市再生機構 組合等：土地地区画整理組合、地方住宅供給公社、区画整理会社、個人、都市再生機構
対象・要件	都市機能誘導区域における土地地区画整理事業において、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る取組み ※全員合意によらない計画的な事業実施が可能。
補助内容	交付金・貸付金制度による支援 (1)都市再生区画整理事業 ・交付率 1/2（通常1/3から嵩上げ） ・要件 換算面積0.5ha以上（通常要件2.0haから引き下げ） (2)都市開発資金貸付金 ・組合施行等で換算面積1.0ha以上（最低施行面積0.2ha以上） ※小規模な土地地区画整理事業への支援 (国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
所管	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	



No.1-7	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
事業の目的	地域の経済団体等の多様な主体と地方公共団体が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援する。
実施主体	都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）
対象・要件	地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設）の事業化に向けた検討経費を支援対象とする。 (1)基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査 (2)PPP/PFIの導入可能性検討などで(1)で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 なお、PPP/PFI導入検討の実施適否の確認は、(2)を実施しない案件も含めて全ての応募案件について行うものとする。
補助内容	補助率 1/2
所管	(国) 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 (道) 建設部建設政策局建設政策課建設政策グループ

No.1-8	空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するために、不良住宅、空き家住宅又は空き家建築物の除却及び空き家住宅又は空き家建築物の活用を行う。社会資本整備総合交付金等の基幹事業。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	(1)対象区域 空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している (2)除却事業タイプ：不良住宅、空き家住宅又は空き家建築物の除却を行う。 ①不良住宅、空き家住宅又は空き家建築物の除却等に要する費用 ②不良住宅、空き家住宅又は空き家建築物の所有者の特定に要する費用 ③空家等対策計画の策定等に必要なる空き家住宅等の実態把握に要する費用 (3)活用事業タイプ：空き家住宅又は空き家建築物の活用を行う。 ①空き家住宅・空き家建築物の改修等に要する費用 ②空き家住宅・空き家建築物の所有者の特定に要する費用 ③空家等対策計画の策定等に必要なる空き家住宅等の実態把握に要する費用
補助内容	地方公共団体：除却事業 2/5、活用事業 1/2 民間事業者等：除却事業 4/5、活用事業 2/3（但し国費の補助は、地方公共団体の補助の1/2以内であること）
所管	(国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課
備考	

No.1-9	空家対策総合支援事業
事業の目的	空家等対策特別措置法に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等と連携した総合的な空家対策への支援を行う。社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。
実施主体	市町村、民間事業者等
対象・要件	(1)対象区域 ①空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②空家等対策特別措置法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある。 (2)補助対象事業 空家等対策計画に基づく事業 ①空き家の活用 ③関連する事業（例：周辺建物の外観整備など）
補助内容	市町村：除却事業 2/5、活用事業 1/2 民間事業者等：除却事業 4/5、活用事業 2/3（但し国費の補助は、地方公共団体の補助の1/2以内であること）
所管	(国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課
備考	

No.1-10	官民連携まちなか再生推進事業
事業の目的	まちなかにおいてウオーカブルな中心の「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出することにより、まちなかのにぎわいの創出や多様な人材の集積等による都市の魅力・国際競争力の向上を図ることを目的とする。 官民の様々な関係者が共有する、エリアの将来像等を記載した「未来ビジョン」の策定やビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた各種取組を総合的に支援し、官民連携によるまちなかの再生を推進する。
実施主体	エリアプラットフォーム（地方公共団体）下記対象要件1(1)～(5)のみ 都市再生推進法人・民間事業者等 下記対象要件2のみ
対象・要件	1. エリアプラットフォーム活動支援事業 (1)エリアプラットフォーム構築 未来ビジョン等の作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営 (2)未来ビジョン等策定 未来ビジョン等の策定のためのデータ収集、分析、専門人材活用、勉強会、意識啓発活動等 (3)シテイプロモーション・情報発信 まちなかの担い手や国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシテイプロモーション及び情報発信（HP作成、セミナー開催等） (4)社会実験・データ活用 都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者受け入れ体制の構築等に要する費用） (5)交流拠点等整備 ・地域交流創造施設 ・地域住民や就業者等が交流するコワーキング・交流施設の整備 ・国際交流創造施設 ・スタートアップや企業等の多様な人材が交流する施設整備 ・国際競争力強化施設 国際競争力強化施設（都市再生特別措置法に基づき民間事業者が申請し国交大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される施設）の整備 2. 普及啓発活動 まちなくり課題に対し様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
補助内容	1. エリアプラットフォーム活動支援事業 (1)エリアプラットフォーム構築 新規：定額（1,000万円を上限）最大2年間（コロナ対策：最大3年間） (2)未来ビジョン等策定 新規：定額（1,000万円を上限）最大2年間（コロナ対策：最大3年間）、改定：1/2 (3)シテイプロモーション・情報発信 1/2（1事業あたり1年間に限る） (4)社会実験・データ活用 1/2（1事業あたり1年間に限る） (5)交流拠点等整備 ・地域交流創造施設 1/3 ※対象地域 滞在快適性等向上区域等 ・国際交流創造施設 1/3 ※対象地域 特定都市再生緊急整備地域 ・国際競争力強化施設 0.23×1/3 ※対象地域 特定都市再生緊急整備地域 2. 普及啓発活動 定額
所管	(国) 国土交通省 都市局 まちなくり推進課 官民連携推進室 (道) 建設部 まちなくり局 都市環境課
備考	

2 低炭素化・資源循環

No.2-1	再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなつている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に要する経費に対して補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	<p>■交付対象事業（以下「実行計画等（※3）事業」）</p> <p>①地方公共団体実行計画（※1）（以下「実行計画」）に位置付けられた施策</p> <p>②地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策</p> <p>③実行計画に準ずる計画（※2）に位置づけられた施策</p> <p>④その他、地方公共団体が策定した他の計画に位置づけられた施策（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に掲げる要件を全て満たす必要はなく、例えば地方公共団体の総合戦略のようなものでも可）</p> <p>※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）第21条第1項及び第3項の規定による計画。</p> <p>※2 実行計画以外の計画で、温対法第21条に掲げる要件を全て満たす計画。</p> <p>※3 実行計画等とは、事務事業編、区域施策編、上記※2の計画を指す。</p> <p>申請者が地方公共団体の場合は①～③、地方公共団体以外の場合は①～④</p>
補助内容	補助率 1/3、1/2、2/3（支援事業メニューにより変化）
所管	(国) 環境省 大臣官房 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室
備考	(道) -
No.2-2	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業 公共施設等で再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムを構築し、併せて省エネ改修等を行った上でエネルギー需給の最適化を行うことにより、地区を超えた地域全体でCO ₂ 削減対策の促進に資する。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	再生可能エネルギー等を活用し、災害時においても自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）等の技術実証を行う事業。
補助内容	補助率 2/3
所管	(国) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
備考	(道) -

No.1-1-1	地域住宅計画等に基づく事業（社会資本整備総合交付金） 地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進 地方公共団体、又は地域住宅協議会
実施主体	<p>■交付対象事業</p> <p>(1)基幹事業</p> <p>地域住宅計画に基づく事業・住環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等整備事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業 <p>・公営住宅等ストック総合改善事業</p> <p>・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業</p> <p>・市街地再開発事業</p> <p>・住宅地区改良事業等</p> <p>・優良建築物等整備事業</p> <p>・街なみ環境整備事業</p> <p>→都心共同住宅供給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地基盤整備事業 <p>・住宅・建築物安全ストック形成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ・都市再生住宅等整備事業 <p>・災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住宅政策推進事業（地域住宅特措法に基づく提案事業） <p>・地域社会資本整備事業</p>
補助内容	(2)関連社会資本整備事業 基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業 公的賃貸住宅の整備事業 ※H29年度より独自住宅は対象外
所管	(3)効果促進事業 基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等
備考	 <p>交付金算定対象事業費の概ね45%を助成 (国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課、住宅課</p>

No.2-1	地域新エネルギー導入調査総合支援事業「地域新エネルギー導入加速化調査支援事業」 地域に賦存するエネルギー資源を活かした新エネルギーの導入を促進するため、市町村が策定している新エネルギー等に基づいた導入可能性調査等に対して支援を行う。
実施主体	(1)市町村 (2)市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	新エネルギー等に基づく、事業実施可能性調査（FS調査）、実証実験等 ■事業例 ①バイオガスパラントの建設に向けたポテンシャル調査 ②中小水力発電設備の導入のための事業可能性調査 ③温泉排熱を活用した農業用ハウス栽培の熱源としての利用可能性調査 など
補助内容	補助率 1/2 以内（上限 300 万円）
所管	(国) - (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
備考	

No.2-2	地域新エネルギー導入調査総合支援事業「地熱資源利用促進事業」 地域に賦存する地熱や温泉熱資源の有効活用を図るため、地域が行う温泉熱利用・小規模地熱発電を目的とした地熱資源の調査に対して支援を行う。
実施主体	市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	地熱井等調査補助 地熱資源を地域振興に活用する取組の促進を図るため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井等の調査
補助内容	補助率 2/3 以内（上限 1,200 万円）
所管	(国) - (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
備考	

No.2-3	「ゼロカーボン北海道」貢献への新エネルギー導入支援事業「新エネルギー設計支援事業」 地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現に繋げるため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づいた新エネルギー設備の導入や、合わせて行う省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して支援する。
実施主体	(1)市町村 (2)市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	新エネルギー設備の導入や、合わせて行う省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査事業 ■対象事業例 ①バイオガスパラントの建設に向けたポテンシャル調査及び設計 ②中小水力発電設備の設計 ③温泉排熱を活用した農業用ハウス及びその配管等の設計——など
補助内容	補助率 1/2 以内（上限 500 万円）
所管	(国) - (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No.2-4	「ゼロカーボン北海道」貢献への新エネルギー導入支援事業「新エネルギー設備導入支援事業」 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりを目指す新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備導入に対して支援する。
実施主体	(1)市町村 (2)市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	新エネルギー設備の導入や、合わせて行う省エネルギー設備の導入事業
補助内容	補助率 1/2 以内（上限 5,000 万円）
所管	(国) - (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No.2-5	地熱井掘削支援事業
事業の目的	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して支援する。
実施主体	(1)市町村 (2)市町村(複数の市町村を含む)及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体(コンソーシアム)
対象・要件	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削
補助内容	補助率2/3以内(上限5,000万円)
所管	(国)－ (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No.2-6	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業「新エネ有効活用モデル」
事業の目的	系統制約が生じている地域の新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組に対して支援する。
実施主体	(1)市町村 (2)市町村(複数の市町村を含む)及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体(コンソーシアム)
対象・要件	(1)有効活用の手法検討 有効活用のための詳細設計・工事を進める上で根幹となる計画(以下「基本計画」という)の策定及び基本計画策定のための調査、検討会開催に要する事業 (2)有効活用の実証 有効活用の実証及び実証のための設備導入、実施設計に要する事業
補助内容	補助率10/10以内(上限1,000万円)
所管	(国)－ (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No.2-7	環境・エネルギー産業総合支援事業(開発支援事業)												
事業の目的	道内事業者による環境関連の技術開発及び実証等、並びに製品開発及び事業化等を行う事業に対して支援することにより、環境関連産業の振興と道内事業者の参入促進を図る												
実施主体	道内に主たる事務所を有する法人又は当該法人を含む共同体												
対象・要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製品開発・事業化</th> <th>技術開発・実証等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助内容</td> <td>環境関連の製品開発及び事業化を図る事業(試作品の作成等及び市場調査)</td> <td>① 道内大学や公設試験研究機関等と連携して行う技術開発・実証研究 ② 道内事業者が有する技術や開発製品を核とした実証事業など</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>10,000千円</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>対象分野</td> <td>新エネルギー関連分野、省エネルギー関連分野</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	製品開発・事業化	技術開発・実証等	補助内容	環境関連の製品開発及び事業化を図る事業(試作品の作成等及び市場調査)	① 道内大学や公設試験研究機関等と連携して行う技術開発・実証研究 ② 道内事業者が有する技術や開発製品を核とした実証事業など	補助限度額	10,000千円	3,000千円	対象分野	新エネルギー関連分野、省エネルギー関連分野	
区分	製品開発・事業化	技術開発・実証等											
補助内容	環境関連の製品開発及び事業化を図る事業(試作品の作成等及び市場調査)	① 道内大学や公設試験研究機関等と連携して行う技術開発・実証研究 ② 道内事業者が有する技術や開発製品を核とした実証事業など											
補助限度額	10,000千円	3,000千円											
対象分野	新エネルギー関連分野、省エネルギー関連分野												
補助内容	補助対象経費の2/3												
所管	(国)－ (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課												
備考													

No.2-8	リサイクル産業創出事業
事業の目的	本道における新たなリサイクル産業の創出を図り、循環型社会の形成を推進するため、リサイクル製品等の事業化に向けた研究事業等に対する支援を行う。
実施主体	道内に事務所を有する者または当該者で構成されるグループ
対象・要件	1 中小企業等が行う産業廃棄物リサイクルの事業化に向けた調査研究(実証実験や回収システム構築のための市場調査)に対する補助 2 事業実施に当たったこの課題解決のための取組(製品の改良、戦略策定のための調査など)に対する補助
補助内容	補助額等:限度額5,000千円(補助率3/4以内(大企業1/2))
所管	(国)－ (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
備考	

No. 2-9	地域資源活用基盤整備支援事業
事業の目的	固定価格買取制度を活用した新工エネルギー導入の取組に対し、送電線等の整備に対して支援する。
実施主体	(1)道内に主たる事務所又は事業者を有する法人 (2)市町村と法人又は任意団体等による共同体(コンソーシアム)
対象・要件	新工エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の導入事業のうち、系統連時に生じる送電線整備工事において事業者負担が発生する事業
補助内容	補助率 1/2 以内 (上限 1,000 万円)
所管	(国) ー (道) 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 ※北海道新工エネルギー導入加速化基金
備考	売電収益から、補助金を返還していただく「収益納付」が条件

No. 2-10	地域づくり総合交付金(省工エネルギー・新工エネルギー振興事業)
事業の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組み各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等及び総合振興局長・振興局長が適当と認められる者を対象とする。
対象・要件	(1)ハード系事業～新工エネルギー等開発利用施設整備事業 ①北海道省工エネルギー・新工エネルギー促進条例第2条第2号に規定する新工エネルギー及び天然ガスが対象 ②対象範囲は、原則として公共用施設に導入する開発利用施設 ③新工エネルギー等の開発及び利用施設の整備に直接必要な経費が対象 (2)ソフト系事業～省工エネルギー・新工エネルギー促進事業 ①北海道省工エネルギー・新工エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省工エネルギー」及び第2号で定める「新工エネルギー」の導入を促進する事業が対象
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) ー (道) 総合政策部 地域創生局 地域政策課 各総合振興局・振興局の地域政策課又は商工労働観光課
備考	

No. 2-11	循環型社会形成推進交付金事業
事業の目的	廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付する。
実施主体	市町村
対象・要件	■交付対象施設等 ①マテリアルリサイクル推進施設 (不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等) ②エネルギー回収型廃棄物処理施設 (ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等) ③有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿・生ごみ等の資源化施設) ④浄化槽 ⑤最終処分場 ⑥既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ⑦施設整備に関する計画支援事業 ⑧廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業
補助内容	交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設や環境配慮型浄化槽の整備については1/2。
所管	(国) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 (道) 環境生活部 環境局 循環型社会推進課
備考	

No. 2-12	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
事業の目的	(1)廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源のCO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。 (2)廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することにより脱炭素化の取組を支援する。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等(エネルギー需要施設側の③④⑤に限る)
対象・要件	①環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の施設に関する事業 ②環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業 ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備等を導入する事業 ④熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を活用するための設備を導入する事業 ⑤廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業
補助内容	交付対象経費の1/2、1/3、定額
所管	(国) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 (道) 環境生活部 環境局 循環型社会推進課
備考	環境省の委託を受けた団体が補助事業を実施(間接補助)

No.2-1-3	食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業・バイオマス利活用高度化施設整備事業） 「グリーン社会」の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な施設整備を支援するとともに、施設整備の効果を最大限発揮するための効果促進対策の支援を行う。
事業の目的	
実施主体	地方公共団体、民間団体等
対象・要件	(1)バイオマス利活用高度化の推進事業 バイオマス利活用施設の導入に必要な調査・設計等、又は、バイオマス利活用施設における導入効果を高めるための実証・検証等を支援。 ①事業化の推進 ②効果促進対策 (2)バイオマス利活用高度化施設整備事業 バイオマス利活用の高度化のための施設整備を支援。 ①生産基盤強化モデル ②地域一体モデル ③スマート技術モデル
補助内容	(1)バイオマス利活用高度化の推進事業 ①事業化の推進 補助率 1/2 以内（限度額 500 万円） ②効果促進対策 補助率 定額（限度額 500 万円） (2)バイオマス利活用高度化施設整備事業 ①生産基盤強化モデル 補助率 1/3 以内 ②地域一体モデル 補助率 1/3 以内 ③スマート技術モデル 補助率 1/3 以内 次のいずれかに該当する場合は、補助率 1/2 以内 ・災害時にエネルギーを供給する場合 ・中山間地において実施する場合
所管	(国) 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No.2-1-4	バイオマス産産都市 経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
事業の目的	
実施主体	(1)市町村（単独又は複数） (2)市町村（単独又は複数）と当該市町村が属する都道府県の共同体 (3)(1)又は(2)と民間団体等（単独又は複数）との共同体
対象・要件	(1)バイオマス産産都市構想の作成 （目指すべき将来像・目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等） (2)バイオマス産産都市選定委員会による審査・ヒアリング・推薦案の決定 メンバー：バイオマス、環境、エネルギー、投資・金融等の専門家で構成 評価の視点：①先進性、②実現可能性、③地域波及効果、④実施体制
補助内容	■関係府省による連携支援（事業化プロジェクト） バイオマス産産都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係7府省の施策の活用、各種 制度・規制面での相談・助言などを含めた支援を行う。 ※関係府省の施策の活用には、別途当該府省の審査・採択が必要。
所管	(国) 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No.2-15	<p>林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）</p> <p>林地未利用材や製材端材等のエネルギー利用を図るため、収集、運搬の効率化に資する機材等の整備、林地未利用材等を燃料又は製品の原料として活用するために必要な施設及び公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備を支援する。</p> <p>(1)下記の対象事業のうち① 市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等と木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合に限る。）</p> <p>(2)下記の対象事業のうち② ①の対象者に加え、地方公共団体等が出資する法人</p> <p>(3)下記の対象事業のうち③ ②の対象者に加え、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、社会福祉法人及び一部事務組合</p>
事業の目的	
実施主体	
対象・要件	<p>(1)対象事業</p> <p>①林地未利用材等の収集・運搬の効率化に資する機材等（移動式木材破碎装置等）の整備</p> <p>②林地未利用材等をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設（バイオマス発電施設（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の再生可能エネルギー発電施設の対象となる発電施設本体を除く）、熱供給施設、ペレット製造施設、木材成分抽出利用施設）の整備</p> <p>③公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備</p>
補助内容	
所管	(国) 林野庁 林政部 木材利用課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

No.2-16	<p>林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）</p> <p>森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。</p> <p>(1)下記の対象事業のうち① 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する法人、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、木材関連業者等の組織する団体</p> <p>(2)下記の対象事業のうち② 上記(1)の対象者の市町村以外</p> <p>(1)対象事業</p> <p>①森林バイオマス再利用促進施設（チップパー、オガ粉製造施設等）の整備</p> <p>②木質エネルギー等利用促進施設（木質資源利用ボイラー施設等）の整備</p> <p>(2)採択基準（主なもの）</p> <p>①受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること</p> <p>②広域流通構想等の目標達成に資する施設となつていないこと</p> <p>③施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること</p> <p>④対象事業のうち②については、以下のいずれかを満たしていること</p> <p>ア 既存又は新設の製材施設等と密接な関連を持った施設の整備であること</p> <p>イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること</p>
事業の目的	
実施主体	
対象・要件	
補助内容	補助率 1/2 以内
所管	(国) 林野庁 林政部 木材産業課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

No.2-17	<p>合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業</p> <p>（森林バイオマス等再利用促進施設整備）</p> <p>森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。</p> <p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、その他知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業主体</p> <p>(1)対象事業</p> <p>森林及び木材の加工工程などで発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、オガ粉製造施設、有機質飼料生産施設等の整備を補助の対象とする。</p> <p>(2)採択基準（主なもの）</p> <p>①受益範囲において、間伐材等利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること</p> <p>②施設の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること</p> <p>③整備する施設は、都道府県知事が定めた体質強化計画に即している者と認められるものであり、かつ、林業の成長産業化に資すると認められるものであること</p>
事業の目的	
実施主体	
対象・要件	
補助内容	補助率 1/2 以内
所管	(国) 林野庁 林政部 木材利用課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

3 生活を支える取組

No.3-1	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落デマンド交通導入事業」 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	(1)市町村、一部事務組合及び広域連合 (2)複数市町村で構成する協議会等（ソフト系事業に限る） (3)非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）
対象・要件	(1)集落の課題解決のため実施するデマンド交通導入のための施設整備事業（ハード系事業） 車両購入費、配車システム導入経費 (2)集落の課題解決のためデマンド交通を新たに実施する事業（ソフト事業） 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、備品購入費など ※国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) - (道) 総合政策部 地域創生活局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生活部 地域政策課
備考	

No.3-2	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落巡回販売（買物支援）事業」 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	(1)市町村、一部事務組合及び広域連合 (2)複数市町村で構成する協議会等（ソフト系事業に限る） (3)非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）
対象・要件	(1)集落の課題解決のため実施する移動販売のための設備整備事業（ハード系事業） 車両購入費 (2)集落の課題解決のため移動販売を新たに実施する事業（ソフト系事業） 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、備品購入費など ※国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) - (道) 総合政策部 地域創生活局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生活部 地域政策課
備考	

No.3-3	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落空き家・空き店舗活用促進事業」 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	市町村、一部事務組合及び広域連合
対象・要件	(1)対象となる事業 集落の課題解決のため、空き家、空き店舗等を活用し、集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売事業等の事務所等、集落支援員又は地域おこし協力隊の事務所として整備する事業など (2)交付対象 ①空き家、空き店舗の購入経費 ②空き家、空き店舗を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る）
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) - (道) 総合政策部 地域創生活局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生活部 地域政策課
備考	

No.3-4	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「公設民営施設整備事業」 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	市町村、一部事務組合及び広域連合
対象・要件	(1)対象となる事業 事業の取りやめにより、当該集落地域に住民生活の維持に必要な民間事業者が存在しない場合に、市町村所有の建物において、撤退した民間事業者が行っていた事業を他の民間事業者に実施させるために行う店舗等の整備事業 (2)交付対象 ①撤退した商店等の空き店舗の購入経費 ②空き家、空き店舗等の改修又は補修経費
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) - (道) 総合政策部 地域創生活局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生活部 地域政策課
備考	

No.3-5	<p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を国が支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。</p> <p>地域運営組織等（地域住民自らが主体となつて、地域住民や地元事業体との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしなが、集落ネットワーク圏において、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う集落ネットワーク圏の中心的な組織など）</p>
事業の目的	
実施主体	
対象・要件	<p>(1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域</p> <p>(2)対象事業 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業</p>
補助内容	<p>1 事業当たり2,000万円以内</p>
所管	<p>(国) 総務省 自治行政局 過疎対策室</p> <p>(道) 総合政策部 地域創生局 地域政策課</p>
備考	



No.3-6	<p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</p> <p>人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、「小さな拠点」の形成を推進することで、地方における集落の活性化に資する。</p>
事業の目的	
実施主体	<p>過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域を含む市町村またはNPO等</p>
対象・要件	<p>■事業概要 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスの低減を図ることで、次のいずれかが該当する事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等を対象とする。</p> <p>① 既存公共施設の再編・集約を図る事業</p> <p>② 既存公共施設の再編・集約を図る事業に併せて、生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業</p> <p>③ 既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業</p> <p>④ 既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のため整備を行う事業</p>
補助内容	<p>市町村等 補助率 1/2 以内、NPO法人等 補助率 1/3 以内（間接補助）</p>
所管	<p>(国) 国土交通省 国土政策局 地方振興課</p> <p>(道) 総合政策部 地域創生局 地域政策課</p>
備考	

4 相談等支援

No.4-1	<p>国土交通省 PPP サポーター制度</p> <p>地方公共団体における主体的な PPP/PFI の推進を図るため、これまで PPP/PFI 事業において成果をあげてきた実務者を「国土交通省 PPP サポーター」に任命することにより、サポーターの知見、ノウハウの活用を図る。</p>
事業の目的	<p>地方公共団体</p> <p>(1)メールサポーター 所定の質問票を作成し、国土交通省又はサポーターにメールにて送付。国土交通省又はサポーターから回答を送付。</p>
実施主体	<p>地方公共団体</p> <p>(2)派遣サポーター 所定の依頼票を作成し、国土交通省又はサポーターにメールにて送付。調整後、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。</p>
相談内容	
相談者負担等	<p>交通費等については依頼者負担</p>
所管	<p>(国) 国土交通省 総合政策局 官民連携政策課</p> <p>(道) -</p>
備考	

No.3-7	<p>バス運行対策・利用促進費（地域間幹線系統確保維持事業費、生活交通路線維持対策事業費）など</p> <p>地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持（運行）費等に対し、国及び市町村と協調して補助を行う。 ※「生活交通」：地域住民の日常生活に必要不可欠な輸送サービスであって、他に代替できる交通機関がないもの</p>
事業の目的	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等</p> <p>(1)地域間幹線系統確保維持費補助金（国庫補助） 広域的・幹線的路線（系統）は、原則、国と道で維持</p> <p>(2)広域生活路線維持費補助金（道単補助） ①複数市町村にまたがる路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線は、道と市町村で維持 ②1市町村のみの路線であっても、一定の基準に該当する準広域的な路線は、財政力（過疎地か否か）を勘案し、道と市町村で維持</p> <p>(3)市町村生活バス路線運行費補助金（道単補助） 民間バス事業者が廃止した後、当該事業者に代わって市町村が自ら運行するバス路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線に対し、必要経費の一部を道が支援</p> <p>(4)地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助） 広域的・幹線的路線等と密接な地域内のフィーダー路線（地域間幹線系統、鉄軌道駅、海港及び空港と接続）のうち、過疎地域等の移動の確保に資する一定の要件を満たす路線は、原則、国と市町村等で維持</p>
実施主体	
対象・要件	<p>(1)地域間幹線系統確保維持費補助金：国 1/2、道 1/2</p> <p>(2)広域生活路線維持費補助金 ①複数市町村路線及び一市町村路線（過疎市町村）：道 1/2、市町村 1/2 ②一市町村路線（その他市町村）：道 1/3、市町村 2/3</p> <p>(3)市町村生活バス路線運行費補助金：道 1/10、市町村 9/10</p> <p>(4)地域内フィーダー系統確保維持費補助金：国 1/2、市町村等 1/2</p>
補助内容	
所管	<p>(国) 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課</p> <p>(道) 総合政策部 交通政策局 交通企画課</p>
備考	

No.4-2	バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業
事業の目的	バイオマスの利活用において、導入段階に至っていない取組や構想を有する市町村に対して、導入に向けた技術的・専門的な指導・助言などを行うことにより、バイオマスの利活用の促進を図る。
実施主体	バイオマスの利活用において、導入段階に至っていない取組や構想を有する市町村(民間事業者の取組も市町村を通じて支援)
相談内容	バイオマスアドバイザーを市町村に派遣し、具体的な計画策定や課題解決に向けた助言等を行う。アドバイザーは、派遣の要請に応じて、次の業務を行う。 (1)畜産系バイオマスの利活用などに係る課題に対する指導・助言 (2)木質バイオマスの利活用などに係る課題に対する指導・助言 (3)その他バイオマスの利活用に係る課題に対する指導・助言
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) 経済産業省 ※電源立地地域対策交付金 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No.4-2	地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業
事業の目的	地熱や温泉熱水の利活用に関心のある市町村等に対し、専門家をアドバイザーとして派遣し、地熱・温泉熱の利活用に関する基本的な知識の提供や、技術的・専門的な指導、助言等を行う。
実施主体	市町村、温泉事業者、地熱・温泉熱を地域振興に活用しようとする団体
相談内容	地熱や温泉熱水の利活用に関する基本的な知識の提供や、技術的・専門的な指導、助言等。 ■活用方法の例 ①地域や職場における勉強会 ②地熱・温泉熱のポテンシャルや活用方法に関する相談・検討 ③既に地熱・温泉熱を活用している施設等における課題への助言
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室
備考	

No.4-3	エネルギー地産地消スタートアップ支援事業
事業の目的	エネルギーの地産地消の専門家である「地域新エネルギー導入コーディネーター」を希望する市町村等に派遣し、事業の掘り起こしや事業・収支計画の策定時の助言を行う。
実施主体	市町村
相談内容	事業の掘り起こし、市町村等のエネルギー地産地消に向けた事業・収支計画策定等を支援
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 (民間事業者へ委託)
備考	
No.4-4	地域新エネルギー導入アドバイザー制度
事業の目的	地域における新エネルギー導入を促進するため、現在、事業を行っている水力発電や工業用水道のノウハウを生かしながら、導入のための技術・経営についてアドバイスを行い、支援する。
実施主体	道内の市町村・公共性を有する団体
相談内容	地域の新エネルギー導入支援(水力発電等)に関する技術・経営に関するアドバイスを行う
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 企業局 発電課
備考	

No.4-5	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度(地域人材ネット)
事業の目的	地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録し、地域力創造アドバイザーとして必要な市町村に派遣する。
実施主体	定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村
相談内容	■取組内容の分類 地域経営改革、地場産品発掘・ブランド化、少子化対策、企業立地促進、定住促進、観光振興・交流、まちなか再生、若者自立支援、安心・安全なまちづくり、環境保全
相談者負担等	地域力創造アドバイザーを年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいて、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置による負担軽減 (※1)日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間 (1)市町村につき1回に限る (2)民間専門家等活用(5,600千円/年) (2)先進自治体職員(組織)活用(2,400千円/年)
所管	(国) 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 (道) 総合政策部 地域創生局 地域政策課
備考	

